

受付番号

※市記入欄

様式第1号

伊丹市設備等導入補助金 交付申請書

年 月 日

伊丹市長 あて

【申請事業者】

郵便番号

本店所在地(個人事業主は住民票の住所)

電話番号

(フリガナ)

事業者名(商号又は屋号)

(フリガナ)

代表者氏名

(印※)

(※)本人(代表者)が、自署しない場合は、記名、押印してください。
法人の場合は、記名、押印してください。(代表者印を押印)

伊丹市設備等導入補助金の交付を受けたいので、確認事項(項目5)に同意の上、要綱第5条の規定に基づき必要書類を添えて次のとおり提出します。

1. 申請事業者の情報

申請者の種別 (どちらかに☑をしてください)	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人事業主
設立・開業年月日	年 月 日	
業種		
事業内容		
法人の場合	法人番号	
	資本金又は出資金	
	常時雇用する従業員数	

2. 補助金担当者(不備等の連絡先)※申請者情報と同じであれば、記入の必要はありません。

氏名:	TEL:
-----	------

3. 生産性(事業力)向上、又は感染症対策の取り組みについて・申請要件の確認・交付申請額

① 当補助金の交付を申請する取り組みに☑してください。(両方に取り組む場合は両方に☑)

I 事業力向上	<input type="checkbox"/>	II 感染症対策	<input type="checkbox"/>
---------	--------------------------	----------	--------------------------

申請要件の確認(☑してください。)

新型コロナウイルス感染症の拡大や影響の長期化、及び原油や資源等の価格高騰により コロナの感染拡大前に比べて、売上が減少している。

交付申請額	円
-------	---

※裏面の交付申請額と同じ金額を記入してください。

② 上記の①で選択した取り組みについて記入

I 生産性(事業力)向上	II 感染症対策
補助金を活用して向上させる自社の強み	感染症対策を行う箇所や方法
強みを向上させる取り組みと効果(見込み)	感染症対策の取り組みと効果(見込み)

③ 上記②の取り組みとして調達・施工等しようとするものを、購入・施工予定先別に記入してください。		
(1) 【市内に本店又は事業所を有する中小企業者】で調達・施工分 (補助率2/3)		
品目/工事名	金額(税込)	金額(税抜)
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	合計	円
合計(税抜)×3分の2(千円未満は切捨て) [(合計(税抜)×2)÷3]		円(A)

(2) 【上記以外(大企業での購入や市外店舗での購入等)】の事業所で調達・施工分 (補助率1/2)		
品目/工事名	金額(税込)	金額(税抜)
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	合計	円
合計(税抜)×2分の1(千円未満は切捨て)		円(B)

交付申請額[A(市内分) + B(市外分)] (補助金額10万円以上50万円以下) <small>※補助上限に達していない場合でも申請は1回限りです</small>	円
--	---

※小切手・手形・暗号資産による支払いは補助金の対象外とします。
 ※クーポン・ポイントを利用し、一部を支払った場合は、補助金対象経費より当該対象分を控除いたします。
 ※クレジットカードの支払いについても、領収証が必要です。カード会社発行の「カードご利用代金明細書」等でも構いませんが、クレジットカード決済口座からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります。
 (購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。)
 なお、リボ払い・分割払い等で所有権が補助事業期間中に移転しないものは補助対象となりません。

4. 申請する補助対象経費の備品や設備の設置場所(施工場所)※補助対象となるのは市内事業所のみです。

事業所所在地	伊丹市
事業所名・店舗名	

※複数事業所に設置、施工した場合は店舗ごとに区切ってご記入をお願いします。

5. 確認事項

- ①「事業再構築補助金」(経済産業省)に採択されていないこと
- ②令和4年3月31日までに創業をしていること。
- ③みなし大企業ではないこと。
- ④公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていないこと。
- ⑤伊丹市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑥申請内容について、本市から問い合わせや現地調査、是正のための措置を求めた際は速やかに応じること。
- ⑦市税に滞納がないこと。(分納も滞納扱いとなります。)
- ⑧本市が必要とする場合に、当該申請事業者における市税の納税情報を取得すること。
- ⑨本市が本補助金の支給に必要な範囲で、申請書類及び添付書類について記載された情報を利用すること。